



2022年12月23日

会社名 株式会社T O K A I ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 小栗 勝男
(コード番号 3167 東証プライム市場)
問合せ先 代表取締役常務執行役員 山田 潤一
(TEL. 054—275—0007 (代表))

再発防止策及び関係者の処分に関するお知らせ

当社は、2022年12月15日付で開示した「特別調査委員会の調査報告書公表に関するお知らせ」にて記載しておりますとおり、前代表取締役社長の不適切な経費の使用(以下「本件」といいます。)に関して、特別調査委員会より調査報告書(以下「本調査報告書」といいます。)を受領し、同委員会の提言を踏まえて再発防止策の検討を行ってまいりました。

当社は2022年12月22日開催の取締役会において、本件に関する再発防止策及び本件に対する関係者の処分を決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

当社グループのお客様をはじめ、株主、取引先等関係者の皆様には、多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げますとともに、今後全力で社内体制の再構築及び信頼回復に努めてまいりますので、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 再発防止策について

当社は本件を厳粛に受け止めており、本調査報告書において指摘された原因分析と再発防止策の提言と真摯に向き合い、実効性のある再発防止策の策定と内部統制強化に向けて、以下の項目を主眼においた取組みを実施してまいります。

(1) コンプライアンス意識の徹底

本調査報告書において、本件の大きな原因は前代表取締役社長の適切な経費処理に対する意識不足や支出の分別不足にあると考えられる旨の指摘がされております(本調査報告書 P134 第10・1)。この点については、当社は前代表取締役社長個人の資質の問題であると考えておりますが、他方で、調査報告書では、当社の社内役員のコンプライアンス意識を醸成する必要がある旨の提言(本調査報告書 P134 第10・1)がされており、かかる提言を受け、当社は社長直轄組織である、コンプライアンス・リスク管理統括室・グループ監査室が主体となり、以下の取組みを実施してまいります。

- コンプライアンス・リスク管理委員会における役員向け研修の更なる強化
- 外部弁護士等の専門家を講師とする役員向け研修カリキュラムの構築・実施
- グループ監査室が定期監査で役員関連諸規程の周知状況調査を実施

(2). 当社社長に関する経費処理のあり方の見直し

本調査報告書において、当社の経費処理のあり方について見直す必要がある旨の提言がされております（本調査報告書 P134 第 10・2）。特に本事案では、前代表取締役社長が交際費使用について決裁権限者であったこともあり、社長の経費使用に関する監査が十分ではなかった面がありました。本調査報告書におけるかかる提言や前代表取締役社長の経費使用に対する監査が十分ではなかったことを踏まえ、当社は以下の取り組みを実施してまいります。

- 当社社長の交際費等の経費処理に関し、当社監査役・役員による定期的な牽制体制の構築
- 経費使用について、業務監査におけるセルフチェックを含む社長室における業務プロセスの強化とグループ監査室による監査の強化（社長室への内部監査を高頻度で実施）

(3). 役員に対する牽制を行う体制の強化

本調査報告書において、当社役員に対する牽制体制が不十分であった旨が指摘されております（本調査報告書 P136 第 10・3 から P137 第 10・7）。かかる提言を受け、当社は以下の取り組みを実施してまいります。

- 管理部における業務プロセスの強化
- グループ全従業員に対し社内通報制度についての意識調査を実施し利用促進を図る

(4). その他

本調査報告書において、社長に対してモノを言えない風土があったこと（本調査報告書 P137 第 10・8）、社外役員との連携が不十分であったこと（本調査報告書 P137 第 10・9）が指摘されております。かかる提言を受け、当社は以下の取り組みを実施してまいります。

- 指名・報酬委員会における決定プロセスの透明化
- 役員関連規程の再点検・整備
- 社内役員と社外役員との意見交換会の実施

2. 関係者の処分について

取締役の処分については、「指名・報酬委員会」に諮問した上で、取締役会で決議いたしました。

監査役の処分については、監査役会で決議いたしました。

(1). 前代表取締役社長

①処分事由

本調査報告書において結論付けられているように（本調査報告書 P138 第 11）、かかる不適切な経費処理が長年にわたり行われ続けた原因について、最も大きな問題は前代表取締役社長自身にあったことから、以下のとおり、処分を行います。

②処分内容

鴫田 勝彦	取締役	辞任勧告 役員格付の降格（注）
-------	-----	--------------------

（注）当該役員格付の降格に伴い、当社の取締役としての報酬については、「指名・報酬委員会」に諮問した上で、取締役会で、現在の月額報酬額から 76%減額した額に変更する旨の決議をあわせて行っております。

(2). 当社の他の取締役

①処分事由

本調査報告書において結論付けられているように（本調査報告書 P138 第 11）、前代表取締役社長に対する牽制を働かせる役割が不十分であったことから、経営責任を明確にするため、以下のとおり処分を行います。

②処分内容

小栗 勝男	代表取締役社長	減俸 20%（3 か月）
山田 潤一	代表取締役常務執行役員	減俸 20%（3 か月）
中村 俊則	代表取締役常務執行役員	減俸 20%（3 か月）
福田 安広	取締役	減俸 20%（3 か月）
鈴木 光速	取締役	減俸 20%（3 か月）

(3). 当社の監査役

①処分事由

本調査報告書では認定されていないが、前代表取締役社長に対する牽制を働かせる

役割が不十分であり、また、緊急性があったとは言え、取締役の相談内容について社外
監査役への報告をしなかったことから、以下のとおり処分を行います。

②処分内容

村田 孝文 監査役 減俸 20% (3 か月)

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

報道機関	TOKAIホールディングス広報部	TEL 080-7893-9433
株 主 様	TOKAIホールディングス管理部	TEL 054-275-0007